

変更理由書

本書は、益子都市計画道路 3・5・3 号益子南通りの変更理由を示したものである。

1 位置・現況等

益子都市計画道路 3・5・3 号益子南通りは、益子町大字益子字大橋を起点とし益子町大字益子字日向前に至る、延長約 2,480mの都市幹線街路である。

本路線は益子町益子地区南部の近隣商業地域及び住居系用途地域内を東西に横断し、地域間の円滑な交通処理機能及び広域的な防災ネットワーク機能を担う都市の骨格を形成する道路である。

また、本路線を含む沿線のエリアは、陶芸関連の店舗や飲食店等の観光・交流施設が集積した「観光商業ゾーン」の中核として、イベント開催時には全国各地から多くの観光客が訪れている。一方で、益子小学校の通学路であるなど地域住民の生活道路のほか、栃木県サイクリングルートに指定され自転車の利用者が多い区間でもある。

2 変更の理由

3・5・3 号益子南通りを含む益子市街地のまちづくりは、歩行者・自転車ネットワークの充実による回遊性の高いまちづくりを目指している。

当該エリアは、地域住民の生活拠点であるのほか、多くの観光客が訪れる観光拠点でもあるため、安全・快適な道路空間の確保及び景観の向上が求められている。

以上のことから、3・5・3 号益子南通りについて、自転車走行空間の確保及び防災・安全対策・景観向上を目的とした無電柱化を行うため幅員の変更を行う。

併せて、上記幅員の変更に伴い、3・5・1 号益子道祖土通りとの交差点部における幅員を変更する。

3 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

名称	内容
3・5・3 号益子南通り	- 標準幅員を 12mから 15mに変更する。 3・5・1 号益子道祖土通り交差部の幅員を 15mから 18mに変更する。